葛飾区公式インスタグラム運用要領

令和８年３月 23 日
7 葛総広第 482 号
広 報 課 長 決 裁

（趣旨）

第１条　この要領は、区がインスタグラムを区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　インスタグラム　Meta 社が開発及び提供をする写真・動画共有ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）をいう。

（２）　公式インスタグラム　広報課が設置し、及び運用するインスタグラムのアカウントをいう。

（３）　アカウント　インスタグラムを利用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

（４）　利用者　公式インスタグラムの利用者をいう。

（５）　コメント　他のアカウントの投稿に対して意見等を投稿することをいう。

（６）　フォロー　他のアカウントの投稿を受信するように登録することをいう。

（運営主体）

第３条　公式インスタグラムの運営主体は広報課とし、アカウントの管理及び情報の投稿は公式インスタグラム管理者が行う。

２　公式インスタグラムへの投稿を適正に管理するために、公式インスタグラム管理者を置く。

３　公式インスタグラム管理者は、情報の作成及び投稿に係る事務を行う。

４　情報の作成、投稿の決定及び公式インスタグラム管理者の選定は、広報課長が行う。

５　公式インスタグラムのアカウント名は city_katsushika とする。

（投稿内容）
第４条　公式インスタグラムの投稿内容は、葛飾区に関連する情報を中心として、広報課長が広く区内又は区外に周知すべき情報と判断したものとする。

（コメント、ダイレクトメッセージ及びフォロー）
第５条　他のアカウントからのコメントに対して、いいね及び返信コメントを行えるものとし、運用方針は広報課長が別に定める。
２　ダイレクトメッセージは、原則行わないものとする。ただし、前項の運用方針で定める場合は、この限りでない。
３　国、地方公共団体又は公共性の高い機関について、必要に応じフォローする。ただし、公式インスタグラムによるフォロー（フォローの解除を含む。）は、フォロー先のアカウントに対して何らかの態度を表明するもの又はフォロー先の投稿等について関与するものではない。

（葛飾区公式ホームページへの表示）
第６条　広報課は、公式インスタグラムのユーザー名を葛飾区公式ホームページ上に記載し、情報の発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。

（なりすましへの対応）
第７条　公式インスタグラム管理者等は、公式インスタグラムへのなりすましのアカウントを発見した場合は、葛飾区公式ホームページにおいてその旨を発信し、当該アカウントが存在することに関して注意喚起を行うものとする。

（投稿の削除）
第８条　広報課は、利用者による次に掲げる内容の投稿を禁止し、当該投稿を予告なく削除することができる。
（１）　法令等に違反し、又は違反するおそれがある内容
（２）　特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
（３）　政治活動又は宗教活動を目的とするもの
（４）　著作権、商標権、肖像権など、広報課又は第三者の知的所有権を侵害するもの
（５）　広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
（６）　人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
（７）　公の秩序又は善良の風俗に反する内容
（８）　虚偽又は事実と異なる内容及び単なる噂又は噂を助長させるもの
（９）　本人の承諾なく個人情報を特定し、開示し、漏えいする等プライバシーを害するもの

(10)　有害なプログラム等
(11)　その他、広報課が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

（遵守事項）
第９条　広報課長及び公式インスタグラム管理者は、公式インスタグラムの運営に際し、法令及びこの要領を遵守しなければならない。

（著作権）
第１０条　公式インスタグラムに掲載されている個々の情報（画像、動画等）に関する諸権利は、区又は原著作者に帰属する。
２　利用者は、投稿の内容について、私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製し、又は転用してはならない。

（肖像権への対応）
第１１条　公式インスタグラムで公開した写真等の被撮影者から非公開とするよう申し出があった場合は、速やかに当該写真等の削除等に努めるものとする。

（その他）
第１２条　その他、この要領の実施について必要な事項は、広報課長が別に定める。

付　則
この要領は、令和８年３月 23 日から施行する。